

アメリカ大統領選挙人制度

—その起源と現状、問題点—

今村 浩

目次

はじめに

一 大統領選挙人制度の現況

二 選挙人制度の起源と変容

三 選挙人制度への批判と歴史からの検証

おわりに

はじめに

アメリカ合衆国と言えば、一般に、「若い国」、「歴史の浅い国」であるという印象をもたれがちである。そして、それは基本的には間違っていない。ただし、こと政治に関しては、些か事情が異なる。アメリカ合衆国は、世界最古の民主国家であり、その憲法は、現に機能している成文典としては、最も古い。アメリカ人は、この

ことを非常に誇っている。筆者の個人的経験からしても、アメリカ人は、日本人が考えるほど、全てに新しいものを好む訳ではない。とりわけ、政治については、そうである。アメリカにおける政治論においては、「建国の理念」の再確認とそれへの回帰が、殆ど常に底流若しくは基調を成すのである。

アメリカ合衆国の民主国家としての先駆性を勸案すれば、彼らが抱く誇りにも納得させられるであろう。しかし、それは、アメリカの政治制度が良いものであるとか、ましてや最善のものであることを意味しない。寧ろ、有り体に言えば、その制度は甚だ特異であり、時に奇怪にさえ思われる。その原因は、何と云っても、それが十八世紀末に構想されたものであるということに帰せられよう。その時代の、とりわけ人間の移動と情報の伝達の技術の水準に制約されているのである。

故に、今日この奇妙で複雑な間接選挙制度を、維持しなければならぬ理由には乏しいようにも思われる。ところが、実は、この一見時代遅れにも見える制度に対して、相当の擁護論が存在するのである。そうした擁護と批判論の双方を可能な限り紹介して、比較検討するという作業は、別稿に譲りたい。本稿の目的とするのは、現行の大統領選挙人制度の成立と現状を客観し、それについての容易に思いつく常識的な批判、なおかつ理論上の可能性ではなく現に生じたことを抽出して、歴史に照らして検証することである。

一 大統領選挙人制度の現況

まず最初に、現在の大統領選挙人制度を概観したい。大統領選挙制度自体は、合衆国憲法により、その骨格が定められている。直接に規定しているのは、第Ⅱ条第一節、修正第二二条、修正第二〇条、及び修正第二三条である。分けても、第Ⅱ条は、「各州は、その議会の定める方法により、その州が連邦議会に送ることのできる上下両院議員の合計と等しい数の選挙人 (electors) を任命する。」と謳う。すなわち、大統領選挙人を、どのようにに選出するかは、ひとえに各州議会の立法裁量に委ねられており、連邦議会の介入する余地はない。

とはいえ無論、連邦憲法に明文で定められた選挙についての規定に違背することができないのは当然である。たとえば、大統領選挙人の公選において、投票権を男性に限ったり、投票権の発生する年

齢を十八歳より高く設定すること等々は許されない。

建国初期には、州議会が選出したり、直接公選と州議会による選出を組み合わせた例も見られた。現在では、五十州とコロムビア区すべてにおいて、各州の定めた要件を満たした大統領候補者の陣営の選挙人候補者の中から、直接公選により大統領選挙人が選出され、州がそれを認証する。その際注意すべきは、アメリカ大統領選挙の特異な制度と一般にはよく言われる、州単位の「勝者総取り」は、メイン・ネブラスカ両州には該当しないことである。これらの州においては、全州の開票結果から、勝者が二名の選挙人を獲得する。さらに、同じ票を、各連邦下院議員選挙区毎に集計し、それぞれの選挙区の勝者が一名ずつ選挙人を獲得していくのである。故に、州内で票が偏ると、選挙人が分割される可能性を秘めていることになる。現に、この方法は、各州への大統領選挙人の配分数が、当該州に割り当てられた上下両院議員の数であることを考えると、憲法の精神に、より忠実な選出方法であると言えるかもしれない。尤も、実際には、メインが民主党の、ネブラスカは共和党の優勢な州であるため、集計法の如何に関わらず、メインの大統領選挙人の全てを民主党が、ネブラスカの全てを共和党が獲得することが常であった。しかし、二〇〇八年大統領選挙においては、ネブラスカ州全体では、マケイン五六・五パーセント、オバマ四一・六パーセントで、ジョン・マケインが勝利したものの、連邦下院議員第二選挙区は、四九・九七パーセント対四八・七五パーセントの僅差で、バラク・オバマが制した。かくして、ネブラスカ州は、マケイン候

補に四票、オバマ候補に一票を投じたのである。

このような基本的な事項以外の細部にも、すべての州において行なわれる一般投票の執行と管理に責任を負うのは、各州（とコロムビア区）なのである。具体的には、各州の州議会が制定する選挙法に基づき、各州州務長官 (Secretary of State) が、執行管理する。すなわち、その責任は、選挙人登録、選挙人名簿の調製、投票所の設置、投票管理要員の訓練から、立候補者の登録まで、憲法と連邦法が制約していない広大なすべての領域にわたる。厳密には、投票権資格さえ、全米で均一とも言えない。服役中の受刑者、保護観察中の者に投票権を認めるか否か、帰化した直後の市民が、どの程度の期間を経て選挙権を得るか、精神薄弱者の投票権等々については、各州が定めているからである。³つまり、アメリカ大統領選挙一般投票とは、同日に投票が行なわれるとはいえず、それぞれ固有の方法で行なわれる五十一の選挙の集合体なのである。

故に、各候補者の立候補届（厳密には、各大統領候補者を支持する大統領選挙人候補者の立候補届）は、各州の州都で州務長官に対して行なわれなければならない。それも、各州の要求する数と条件を満たした有権者の署名簿他を添えてである。したがって、民主・共和両党以外の候補者が、全米で大統領選挙一般投票の投票対象となることができたとしたならば、そのこと自体が一種の「偉業」なのである。

二 選挙人制度の起源と変容

今日「憲法制定会議」と呼ばれる「大會議」における最難題のひとつが、大統領選出の方法であった。⁴各邦代表は基本的には、エリート主義者であり、二種の賢人政治を理想としていたとみられる。⁵議論は、二転三転し、最終案に落ち着くまでに七回もの変更を見たといわれている。

主に以下の考えが議論された。

- a. 連邦議会上下両院が選出
- b. 連邦議会上院のみによる選出
- c. 籤引きで議会の議員から十五名の選出委員を選び、彼らが選出

d. 直接公選

e. 公選された選挙人による選出

f. 各州議会による選出

g. 各州議会が選出した選挙人による選出

h. 各州知事による選出

i. 右記各案の混合案

当初は、議会による選出案が有力であった。その背景には、当時十三州中八州で知事が州議会により選出されていたことがあったであろう。ただし、そうした知事は、まったく州議会の制定した法律を忠実に執行する事務責任者であり、裁量権に乏しく、立法に対す

る拒否権もなく、任期も一年であったことは忘れるべきではない。当時、議会こそが、最も正統な権力の行使者であり、そこにこそ政府の究極的権威が存すると考えられていた。とはいえ、権力は集中させるべきではないとも考えられていた。

すなわち、権力の分離という思想は受け入れられたものの、分離された権力相互の抑制による均衡という考えはまだ完全に受け入れられていなかったともいえよう。事実として、合衆国憲法は、まず連邦と州とに権力を分有せしめ、続いて連邦政府内部では、権力を議会上下両院と大統領とに分かつてはいる。しかし、司法部に違憲審査権があるとは、明文では謳っていない。今日ではまず疑われることのない原則、「合衆国憲法の最終解释权は合衆国最高裁判所が有する」は、当時一つの説に過ぎなかった。今でこそ、奇異に思われようが、「合衆国憲法の最終解释权は、各州にあり」との見解は、相当有力であったのである。

そこで、各州では、州議会上下両院が合同の投票で知事を選んでいた事実を鑑み、上下両院による選出案が一度可決された。しかし、各州一律の議員から成る上院のみによる選出を望んでいた小州は反対に回ってしまふ。憲法制定会議は、別に憲法制定を「任授權」されていた訳ではなく、草案を作成していたに過ぎなかったから、次に控える各州の批准をにらんだ審議が必要であった。そして、批准に際しては、小州も大州も同じ重みを有したから、小州の批准がまったく見込めぬような案は論外であったのである。それに加えて、議会への権力の集中を懸念する反対論もあり、議会による選出

は、斥けられた。

いまひとつの可能性である直接公選は、二度提起され、二度とも忌避された。理由としては、やはり基本的に、制定者達が抱いていた、一般の民衆の政治判断能力に対する不信任感が挙げられよう。さらに、当時のアメリカの広大さの故に、全国規模の単一公職の選挙の公正な管理執行に疑念もあった。また、全国的に統一された投票権資格の合意を得ることが困難であったということもある。連邦議会、下院の場合、議員は各州の代表者として各州で選ばれるので、投票権資格が各州毎に異なってもよかつた。しかし、全国規模で直接公選される単一の公職について、州毎に投票できる者の条件が大きく異なっているのは、やはり不都合であつたろう。

そこで、議会が選出はするものの、任期を長くして再選不可とし、大統領が議会に阿る危険を排した案が出された。これも、しかし不都合を指摘されて否決され、結局間接選挙に落ち着いたのである。とはいえ、全国的知名度を持つ人物はジョージ・ワシントン以外になかつた当時であつては、ワシントンが退任の後、選挙人の投票は、分散するに違いないとみられた。憲法制定者たちは、間接選挙制度である大統領選挙人制度を制定しながら、事実上は、殆ど常に連邦議会上院が選出に関与する制度を構想した積もりであつたのであろう。

ところが、誰も予見し得なかつた事態、すなわち全国政党的発展が、大統領選挙を制定者の意図しなかつた方向に変えていく。そして、当初の制度が対応できずに生じた二度の混乱、一七九六年と一

八〇〇年選挙の混乱⁹⁾が、憲法修正第二二条をもたらしした事情は、アメリカ政治の研究者にとつて、最早周知に属しよう。かくして、十八世紀初頭には、間接選挙の本質部分、すなわち、白紙委任を受けた思慮に富む選挙人の自由裁量による選出は、ほぼ形骸と化し、さらに、州単位での選挙人の一括直接公選と勝者総取り方式が、十九世紀半ばには全米に広がるに至つて、アメリカ大統領選挙は、実質的 direct election に変容して今日に至つてゐる。

三 選挙人制度への批判と歴史からの検証

現行選挙人制度の問題点は、容易に挙げることができる。分けても三点について、歴史に照らして検証したい。それは、イ、一般投票と選挙人投票の乖離の危険、ロ、選挙人の背信の可能性、ハ、第三党（候補者）が不相応な影響力を行使する可能性、である。

イ、一般投票と選挙人投票の乖離の危険

この危険性は、理論上は当初より存在したものではない。というのは、憲法第一二修正が確定するまでは、正副大統領の選挙人選挙人は、分離されていなかったし、何よりも、憲法制定者達は、全国で大統領選挙人が直接選挙で選ばれるようにならうとは想定していなかったたであろうからである。故に、憲法制定者たちの意図しなかつた偶然によつて生じた、選挙制度上の一種の「欠陥」ではあるであらう。

一般的に挙げられる歴史上の乖離事例は、一八二四年、一八七六年、一八八八年、及び二〇〇〇年の四回の選挙であり、実は一九六〇年選挙もそうであるとの根強い主張がある¹⁰⁾。しかしながら、仔細に検討すれば、これらのうち真に一般投票と選挙人投票とが乖離しているとは疑問の余地なく認められるのは、実は二例のみであると分かるであらう。

一八二四年選挙

この選挙は、第一政党制から第二政党制への移行期に当たる時期に行なわれた。フェデラリストの壊滅を受けて、反フェデラリストすなわち国民共和党から、四人の大統領候補者が乱立し、熾烈な選挙戦を演じた末、別表のごとき結果となった。この結果を受けて、憲法修正第一二条により、クレイを除く上位三名から下院が州毎に投票し、アダムズが十三州の支持を得て当選した。

この選挙は、しばしば乖離事例として挙げられるものの、実は、一般投票と獲得選挙人数とは、少なくとも一位と二位の候補者の間では食い違つてはいない。選挙人票が過半に及ばず、結果として、一般投票でも選挙人投票でも一位の候補者ジャクソンが当選しなかつたことをもつて、民意と結果の乖離とされるのである。

当時ジャクソン本人が憤つたように、「民衆の選択」たる候補者が、議会でのアダムズとクレイとの裏取り引きで敗れ去つたのであろうか。厳密にはそうとも言い切れない。というのも、まず、全州で大統領選挙人が直接公選されていたわけではなかつたからである。当時連邦を構成していた二十四州の内六州（デラウェア、ジョ

表1 乖離事例とされる選挙結果

1824年選挙		
候補者 (全員民主共和党)	一般投票得票 (得票率)	獲得選挙人数
アンドリュース・ジャクソン	151,271 (41.3%)	99
ジョン・クインシー・アダムズ	113,122 (30.9%)	84
ウィリアム・クロウフォード	40,856 (11.2%)	41
ヘンリー・クレイ	47,531 (13.0%)	37
他	13,053 (3.6%)	0
1876年選挙		
候補者	一般投票得票 (得票率)	獲得選挙人数
ラザフォード・ヘイズ (共和党)	4,034,311 (47.9%)	185
サミュエル・テイルデン (民主党)	4,288,546 (51.0%)	184
他	90,244 (1.1%)	0
1888年選挙		
候補者	一般投票得票 (得票率)	獲得選挙人数
ベンジャミン・ハリソン (共和党)	5,443,892 (47.8%)	233
グローバー・クリーブランド (民主党)	5,534,488 (48.6%)	168
他	404,940 (3.6%)	0
1960年選挙		
候補者	一般投票得票 (得票率)	獲得選挙人数
ジョン・F・ケネディ (民主党)	34,220,984 (49.7%)	303
リチャード・M・ニクソン (共和党)	34,108,157 (49.5%)	219
ハリー・F・バード (民主党)*		15
* 厳密には、バード上院議員は候補者ではない。ケネディに投票することを拒否した民主党の大統領選挙人が、いわば「勝手に」バードに投票したのである。故に、一般投票の得票は記録されていない。		
2000年選挙		
候補者	一般投票得票 (得票率)	獲得選挙人数
ジョージ・W・ブッシュ (共和党)	50,455,156 (47.9%)	270
アル・ゴア (民主党)	50,992,335 (48.4%)	268
他	3,949,136 (3.7%)	0

ージア、ルイジアナ、ニュー・ヨーク、サウス・カロライナ、ヴァージモント)では、州議会が選挙人を選んでいった。とりわけ、当時全米最大の人口を誇ったニュー・ヨークで直接選挙が実施されなかったことは、「民衆の最大の支持を得た」というジャクソンの主張に疑問符を付すものであったと言える。

さらに、当時は、選挙人を直接公選していた州の中でも、メインが今日と同じ方法で、イリノイ、ケンタッキー、メリーランド、ミズーリ、テネシーの各州が、州内を大統領選挙人選挙区に分ち一人一区で選出していた。イリノイとメリーランドでは、獲得選挙人数でジャクソンがアダムズを上回っていたものの、州全体では、ジャクソンの獲得した一般投票数は、アダムズの後塵を拝していた。故に、両州が、下院の決選投票で、アダムズに一票を投じたことが、「州民の意思に反する」ものであったとは言えないのである。

これを要するに、一八二四年選挙とは、アメリカ大統領選挙が、全国でほぼ均一の選出法による実質的直接選挙へと向かう途上で生

じたエピソードであると言うべきであろう。

一八七六年選挙

南北戦争後軍事占領下にあった南部諸州で、民主共和両党による不正選挙が横行した。とりわけ、フロリダ、ルイジアナ、サウス・カロライナ三州では、民主・共和両党が勝利を主張して譲らず、険悪な論争を生じた。それは、内戦の再発を危惧させるほどであったという。この危機を打開するために、一種の政治的妥協が行なわれたのだとする説が、確証を欠くものの根強くあることは間違いない。すなわち、南部が共和党のラザフォード・ヘイズの当選を受け入れる見返りに、連邦軍が南部から撤退し、南部諸州の「自治」が回復したというのである。

結局、真の一般投票得票数ひいては真の勝者は、おそらく永遠の謎であろう。そうであつてみれば、乖離の論争には、意味があるのかどうか疑わしい。数字自体が不確かであるならば、何かと食い違つているともいえないとも言えないからである。

実は、一八七六年八月一日に三十六番目の州となつたばかりのコロラド州は、州議会が三名の共和党大統領選挙人を選んだ。したがつて、ヘイズが一般投票で得た選挙人は、百八十二名であり、一般投票で五一パーセントを得たサミュエル・テイルデンの獲得した選挙人百八十四名に及ばなかった。すなわち、視点を変えれば、この選挙の帰趨を決めたのはコロラド州議会であり、一般投票得票数と獲得選挙人数は、そもそも乖離などしてないと論じることのできるものである。

一九六〇年選挙

この選挙は、アメリカ史上に残る大接戦であり、通常は、ケネディが一般投票で十一万八千五百七十四票の僅差で辛勝したとされている。しかし、実は、この事例を、一般投票で負けて選挙人投票で勝つて当選した乖離事例に加えるべしとする主張がある¹²⁾。

最大の争点は、アラバマ州の結果をどう解釈するかである。同州に割り当てられた十一名の大統領選挙人は、政党別候補者名簿で一括して選ばれたのではなく、全州を一区として、個々の選挙人候補者が投票の対象となつた。投票者は、十一票の行使を許され、上位十一名が当選したのである。全員が民主党であつた。当然個々の選挙人の得票は、異なつてゐる。通常は、当選した民主党の選挙人の最多得票者の票数を持つてケネディの得票、落選はしたものの、共和党選挙人候補者中の最多得票をニクソンの得票としており、多くの統計に採用されている数字は、これである。ところが、民主党の大統領選挙人候補者十二名は、全員が直接予備選挙で選ばれており、五名のみが、ケネディへの投票を誓約し、残る六名は、誰に投票しても良い立場にあつた。事実上、反ケネディ派の選挙人であり、彼らの得票をケネディの得票とすることは、やはり強引に過ぎよう。

そこで、一つの解釈として、民主党の当選した選挙人中の最多得票者の得票を、六対五に按分して、ケネディの得票を算出すべしとする説がある。これにしたがつて、全国集計を修正すると、ニクソンがケネディを五万八千八百八十一票上回ることになるのである。

表2 大統領選挙人の背信投票

1808年	民主共和党（反フェデラリスト）の大統領選挙人6名が、党の大統領候補者ジェイムズ・マディソンではなく、副大統領候補であったジョージ・クリントンに投票
1812年	フェデラリスト党の大統領選挙人3名が、党の副大統領候補者ジャード・インガソルではなく、民主共和党の副大統領候補者エルブリッジ・ゲリーに投票
1820年	民主共和党の大統領選挙人1名が、党の大統領候補者ジェームズ・モンローではなく、どの党の候補者でもなかったジョン・クインシー・アダムズに投票
1828年	民主党のジョージア州選出大統領選挙人9名のうち7名が、党の副大統領候補者であったジョン・カルフーンではなく、ウィリアム・スミスに投票
1832年	ペンシルヴェニア州選出民主党大統領選挙人30名が、党の副大統領候補者マーチン・ヴァン・ビューレンではなく、ウィリアム・ウィルキンスに投票
1836年	当時奴隷制が施行されていたヴァージニア州選出の民主党大統領選挙人23名は、党の副大統領候補者リチャード・ジョンソンが、黒人女性と同棲して子供をもうけていることを理由として、忌避し、ウィリアム・スミスを選んだ。この結果として、選挙人投票で過半数を得た副大統領候補者が出ず、上院の投票に持ち込まれた。しかし、結局上院では、リチャード・ジョンソンが選ばれた。
1896年	人民党の大統領選挙人4名が、党の副大統領候補者トマス・ワトソンではなく、民主党の副大統領候補者アーサー・シウォールに投票
1956年	アラバマ州選出民主党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者アドレイ・スティューヴンソンではなく、ウォルター・ジョーンズに投票
1960年	オクラホマ州選出共和党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者リチャード・ニクソンではなく、民主党上院議員ハリー・バードに投票
1968年	ノース・カロライナ州選出共和党大統領選挙人、1名が、党の大統領候補者リチャード・ニクソン、副大統領候補者スピロ・アグニューではなく、アメリカ独立党大統領候補者ジョージ・ウォレスと副大統領候補者カーティス・ルメイに投票
1972年	ヴァージニア州選出共和党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者リチャード・ニクソンではなく、ジョン・ホスパースに投票
1976年	ワシントン州選出共和党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者ジェラルド・フォードではなく、ロナルド・レーガンに投票
1988年	ウェスト・ヴァージニア州選出民主党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者マイケル・デュカキスではなく、ロイド・ベンツェンに投票し、また副大統領候補者だったベンツェンの代わりに副大統領としてデュカキスを選んだ。
2004年	ミネソタ州選出の民主党大統領選挙人1名が、党の大統領候補者ジョン・ケリーではなく、副大統領候補者ジョン・エドワーズに投票した。

出典 *Ballot Access News* 他を筆者が補正。

これは、解釈の相違であって、どちらにも俄かには軍配を上げ難い。結局、議論の余地なく一般投票と選挙人投票の結果が逆転したと言い得るのは、一八八八年と二〇〇〇年の二例のみなのである。

□ 選挙人の背信の可能性

背信投票とは、選挙人が各州で選出される際に誓約した人物と異なる人物に票を投じることを指すとすれば、表2に挙げた事例がある。事の次第上、憲法修正第一二条確定以後に限られる。ただし、直近の事例である二〇〇四年の場合、選挙人の信念に発したのではなく、単なる手違いではなかったかと思われている。一瞥すれば、過去に実際に発生しはしたものの、一般投票の結果から導かれる選挙結果を変えてしまったような事例は皆無である。さらに、近年の事例は単発性のもので、選挙民の意志を歪めると騒ぐほどの

ものではない。

別表に示した事例は、選挙民の意思を歪めているという意味で、望ましからざる背信投票と言い得る。しかし以下の事例は、形式上は、背信投票でも、かなり意味合いが異なるものである。

一八七二年には、各州で選挙人の選出が終了した後、十一月二十九日民主党大統領候補者ホレス・グリーリーが死去した。これを受けて六十六名の民主党大統領選挙人中六十三名が、各自の判断で他の人物に投票した。ジョージア州の三名は、既に死去していたグリーリーに投票した。しかし、死者に投票するということが前例となることを避けるべく、この三票は、公式の投票記録からは削除された。

また一九一二年には、共和党の大統領候補者ジェームズ・シャーマンが、十月三十日に死去したため、選出された共和党大統領選挙人は、全員が、後任の共和党大統領候補者ニコラス・マレー・バトラーに投票した。このような場合、死者に投票することが、選挙民の意思に忠実な行為なのかどうかは、議論の分かれる所であろう。いずれの事例も、すでに敗北が明らかになっていた側で生じたので、選挙の結果に何ら影響を与えなかった。

一九四八年の事例は、また事情が異なる。テネシー州民主党は、同年早々に大統領選挙人候補者を決定した。当時の南部諸州は、「堅南部」(Solid South)と称され、民主党一党制であり、事実上の時点で大統領選挙人の顔ぶれは決まったも同然であった。ところが、南部の人種隔離をめぐる民主党内の対立が先鋭化し、七月に南

部の政治家ストローム・サーモンドが民主党と袂をわかって州権党を称して大統領選挙に打って出る。この結果として、先に民主党の大統領選挙人候補となっていた二名は、州権党からも大統領選挙人候補者に指名され、一種の二重党籍となった。そして、彼らは、サーモンドへの投票を誓約して当選する。しかし、結果として、一名のみがサーモンドに投票し、もう一人は結局民主党の大統領候補者ハリー・トルーマンに投票した。

ハ. 第三党が不相応な影響力を行使する可能性

これは、すなわち少数者支配の危険と言い換え得る。「尻尾が犬を振り回してはならない」というわけである。ただ、同様の危険は、仮に単純な直接公選制を採用したとしても生じるであろう。たとえば、過半数の得票を当選要件とし、再投票を制度化する場合、三位以下の候補者が、決選投票で特定候補者の支持を表明して、当選者を決める事実上の力を持つことは、あり得ない訳ではない。

しかしながら、現行の選挙人制度の下では、それとは異なり、より直接に第三党（候補者）が、選挙の結果を左右する事態を生じ得る。すなわち、十一月の一般投票の結果、二大政党のいずれの候補者も、選挙人の過半数を得るに至らず、第三党の獲得した少数の選挙人の帰趨が、当選者を決する計算になることがあり得よう。この場合、第三党候補者は、単に支持者に訴えるのではなく、より直接的な指示によって、選挙人を動かすことができると想定されるから、その二大政党候補者に対する交渉力は絶大となろう。

幸いにも、と言うべきであろうか、未だにこのような事態を生じていない。ただし、そうしたキャスティング・ヴォートを握ることを目標として、相当数の選挙人の獲得には成功した事例はある。それは、民主党と袂を分かち、アメリカ独立党から立候補したジョージ・ウォーレスの一九六八年選挙である。同年ウォーレスは、第三党候補者としては、アメリカ史上でも特筆すべき成功を収め、一般投票の二五・五パーセント、主として南部五州で選挙人四十六名を得た。ウォーレスは、予め自派の選挙人候補者に、ウォーレス本人か若しくはウォーレスが適当と認める候補者に投票すると誓約させていたと言われる¹³。しかし、一般投票では四三・四パーセントの得票に止まったニクソンが、選挙人票では三百一を確保したことで、ウォーレスの目論見は潰えたのである。

おわりに

以上の簡単な検討を整理すると、現行大統領選挙人制度は、なるほど難点を抱えてはいるものの、それが直ちに顕在するかといえば、そうとも言い切れないと言うあたりに着地するであろう。

まずイ. については、大統領選挙人を州単位で一括直接公選するという制度がほぼ確立して以降、四十回にも及ぶ大統領選挙において、二回しか生じていない。一九六〇年の選挙は、投票の制度が変則であったがゆえに異なる解釈を許す余地があり、限りなく黒に近い灰色ではあるものの、除外しておく。今回の大統領選挙で起こる

可能性があるにせよ、喫緊の制度改正が求められているとまでは言い難い。何よりも、過去の事例について、直接公選にしたら結果が逆転したかどうかは不透明である。早くから指摘されながら、制度改正が、先送りされてきたのも肯ける。

ロ. を総合的に見れば、これが致命的欠陥であるとも言えない。無論、生身の人間を介在させずに、各州に選挙人数と同じポイントを配分すれば、こうした背信の危険はなくなりはず。しかし、それとても、憲法の修正を要するのであって、その程度の修正に労力を費やすくらいなら、選挙人制度の抜本改正を試みた方がよいということになってしまう。

ハ. については、イ. ロ. と異なり、現に生じてもないことである。アメリカ政治の全国化に伴い、地域性ある候補者が選挙人票を獲得する可能性が低下している現在、取り越し苦労とまでは言わぬにせよ、危険が切迫しているわけではない。

アメリカ人は、必要な改革を「外圧」などに頼らず、自らの手で行なう矜持と活力を失ってはいない。憲法の修正がいかに難事業であろうとも、大統領選挙人制度に起因する看過し難い矛盾が顕在化すれば、それは是正されると期待してよいであろう。ただ、現に大過なく機能している制度を、理論上の問題点のみを理由として改正することを忌避するのは、保守主義の根本的信条に沿っている。予防的な改正よりも、現行制度の枠組みの中で、大統領選挙の運用を改善していくべきであろう。

注

- (1) ただし、十八歳より低く設定する」とは、州の権限すべてである。
- (2) 厳密にはこのように表現するべきではあるが、煩瑣であるので、「全州」でコロムビア区をも含めて表現する」ことがある。
- (3) Stephen K. Medvic, *Campaigns and Elections, Players and Processes* (Boston, 2009), pp. 33-34.
- (4) 以下の叙述は、主に次の文献に負っている。太田俊太郎「大統領選挙委員団制の成立―建国父祖による大統領選出の構想と現実」、阿部斉他編「アメリカ独立革命―伝統の形成―」(東京大学出版会、一九八二年)所収。及びRobert A. Dahl, *How Democratic is the American Constitution?* 2nd Edition (Englewood Cliffs, 2003)。また、Stephen J. Wayne, *The Road to the White House 2008, The Politics of Presidential Elections* (Boston, 2008)。
- (5) この点に関しては、Dahl「前掲書参照。
- (6) そもそも、大陸連合規約の修正を名目として開催が呼びかけられたのであり、当時は、憲法制定会議などとは呼ばれもしなかった。
- (7) まだ蒸気機関も実用化されず、電報電信技術もなかったことを勘案すれば、今日のアメリカより、当時の東部十三州は、はるかに広大な広がりをも有していたと言い得る。
- (8) 制定者の一人ジョージ・メイソンの発言、「二十回中十九回までは、上院が大統領を選出することになろう」は、余りにも有名である。尚、審議途上では、選挙人票の過半数を得た大統領候補者がいなかったとき、下院ではなく上院が、大統領の選出に当たることになっていた。この時点での発言である。
- (9) 一八〇〇年選挙については、Edward J. Larson, *A Magnificent Catastrophe: The Tumultuous Election of 1800, America's First Presidential Campaign* (New York, 2007)。
- (10) 以下の各大統領選挙の叙述は、次の文献に拠っている。William C. Binning, Larry E. Esterly and Paul A. Strac eds., *Encyclopedia of American Parties, Campaigns, and Elections* (Westport, 1999), Larry J. Sabato and Howard R. Ernst eds., *Encyclopedia of American Political Parties, and Elections*, Updated ed. (New York, 2007), Paul F. Boller, Jr., *Presidential Campaigns* (New York, 1985), *Congressional Quarterly's Guide to U.S. Elections*, 3rd ed. (Washington, D.C., 1994), Harold F. Bass Jr., *Historical Dictionary of United States Political Parties* (Lanham, 2000)。及び Wayne 前掲書。また、米国立公文書館公式サイト (<http://www.archives.gov/>) を参照した。
- (11) 残る十二州では、今日の多くの州におけるように、「全州を二区として、選挙人が一括して直接選挙で選ばれていた。
- (12) Medvic, *op. cit.*, p. 48.
- (13) David English, *Divided They Stand* (New York, 1969), p. 367.